

2024年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試A日程 試験問題

刑事法系（刑法、刑事訴訟法）

＜解答上の注意＞

1. 問題冊子は、表紙を含め4枚である。
2. 問題には、問題1と問題2がある。配点は、問題1が60点、問題2が40点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題1用と問題2用の2枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】

次の各〔設問〕に答えなさい。解答用紙の冒頭に「問題1」と記入すること（解答順序は問わないが、設問番号を記入すること。また、2問とも解答すること。）。

〔設問1〕（配点30点）

Xは、遊興費に窮していたところ、遊び仲間から、一人暮らしのAが自宅に多額の現金を保管しており、また、Aは8月10日から17日まで海外旅行に出かけて自宅を留守にする、との情報を得たので、Aの留守中にA宅に侵入し、現金を窃取しようと企てた。

8月11日午後11時頃、XはA宅の玄関の鍵を壊してA宅に侵入し、その後、持参した懐中電灯を照らし、A宅を物色するため歩き出そうとした。しかし、Xは、A宅玄関の鍵を壊しているところを、たまたま通りかかった警察官Bに発見され、玄関から歩き出そうとしたところでBに取り押さえられた。

なお、Aは、居間の押し入れの中に100万円を封筒に入れて保管していた。Xは、Aとは面識はなく、A宅の間取りやAが現金を保管している場所について何ら情報を有していなかったが、A宅の規模、間取りを踏まえると、Bに取り押さえられなければ、Xは侵入後3分以内にこれを発見しA宅から持ち去ることが可能であった。

以上の事実について、Xに窃盗未遂罪が成立するかどうかについて、未遂犯の処罰根拠を踏まえて論じなさい。

〔設問2〕（配点30点）

Yは、Cに対して、一般に市販されており誰でも容易に入手可能な時価10万円の花瓶を、「この花瓶は入手が困難な花瓶で、手に入れられるとしても20万円を支払わないと手に入れないものであるが、あなたには特別に10万円で売ってあげよう。」と申し向けた。Cは、20万円の花瓶が10万円で買えると思い、Yに10万円を支払い、花瓶を購入した。

以上の事実について、Yの罪責を論じなさい（解答に際しては「Cは10万円の花瓶を10万円で購入しているのだから財産的損害はない」とする見解に言及すること。特別法違反の罪を除く。）。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】

次の【事例】を読んで、後記各〔設問〕に答えなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

【事例】

- 1 警察官 K らは、繁華街でのパトロール中に、不審な動きをしている者（後に「甲」と判明した。）を発見した。K らが甲に職務質問をすると、甲は、ろれつの回らない様子でその場に合わない発言を繰り返した。また甲は、暑い時期ではないにもかかわらず半袖のシャツを着て汗を多量にかいているなど、覚醒剤の常用者によくみられる様子であった。そこで、K らは、甲を警察署に任意同行することにし、甲はこれに素直に従った。
- 2 警察署内において、甲の承諾を得て、K が甲の荷物を確認すると、その中から、ビニール袋に入った少量の白い粉が発見された。甲の承諾を得て、K らがこの白い粉について検査をすると、これが覚醒剤であることが明らかとなったので、K は、覚醒剤取締法違反（所持）の事実で、甲を現行犯逮捕した。

K は、逮捕に伴う所定の手続を行った後、甲に対して、約 1 時間にわたり「あなたは覚醒剤を持っているだけではなく、使っているのではないですか。尿検査に任意で応じてください。」などと申し向け、尿検査に応じるよう説得を続けた。

ところが、甲は、覚醒剤の使用の事実を認めず、また、再三の説得がなされたにもかかわらず、尿検査についてかたくなに拒否をし続けた。

そこで、K は、尿道にカテーテルを挿入して強制的に採尿する方法で甲の尿を採取するため、裁判官 J に対し、令状の発付を請求することとした。

〔設問 1〕（配点 12 点）

下線部の方法によって人の体内にある尿を取得する捜査はそもそも許容されるか、論じなさい。

〔設問 2〕（配点 13 点）

下線部の方法によって人の体内にある尿を取得する捜査が許容されるとすれば、いかなる令状を用いることが適切と考えられるか、理由を付して論じなさい。

〔設問 3〕（配点 15 点）

下線部の方法によって人の体内にある尿を取得する捜査が許容されるという立場からすると、裁判官 J に対し、K が【事例】中の事実を明らかにして令状を請求した場合、裁判官 J は、上記〔設問 2〕で述べた令状を発付すべきか。具体的事実を摘示しつつ論じなさい。なお、【事例】中の手続は、すべて適法に行われたものとする。

《次頁に続く》

<参照条文>覚醒剤取締法

第19条 次に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤を使用してはならない。

(以下略)

第41条の2 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者(略)は、10年以下の懲役に処する。

(以下略)

第41条の3 次の各号の一に該当する者は、10年以下の懲役に処する。

一 第19条(使用の禁止)の規定に違反した者

(以下略)

《問題2 以上》

《刑事法系問題 以上》

【出題趣旨】

【問題 1】 刑法

設問 1 は、窃盗罪の実行の着手が問題となる事案を素材として、刑法総論の体系的理解と事案処理能力を問うものである。

設問 2 は、詐欺罪と財産的損害が問題となる事案を素材として、刑法各論の基本的な理解と事案処理能力を問うものである。

【問題 2】 刑事訴訟法

本問は、強制採尿について、その許容性及び、許容されとした場合にいかなる令状に拠るべきかという点について、判例の立場をも踏まえながら論じ、具体的事案を解決することを求めるものである。